

議第204号 呉市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

港湾施設使用料の額は、主に近隣港との競争力を維持するため、平成10年度に行った改定以後消費税及び地方消費税の税率変更に伴う改定を除き、見直しを行ってきませんでした。

しかし、一般会計及び港湾整備事業特別会計で維持管理をしている岸壁，起重機，上屋等の港湾施設の老朽化が進む中で適切な維持管理を行っていくためには、港湾施設使用料の額の改定が必要な状況となっています。

特に港湾整備事業特別会計においては、平成26年度以降、一般会計からの繰入金で収支不足を補填している状況であり、今後も収支不足が見込まれることから、港湾施設使用料の額の改定による収支不足の解消が必要となっています。

こうした中で、近隣港に対する競争力維持や事業者等に対する負担増を考慮するとともに、受益者負担の原則を基本として港湾施設使用料の額の改定等を行うため、所要の規定の整備をするものです。

【参考】港湾整備事業特別会計（決算額及び使用料を改定しない場合の計画推移）

(単位:千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計(H23~R1)
港湾施設使用料	383,097	376,515	383,521	386,615	395,814	431,229	453,680	464,947	456,024	3,731,442
一般会計繰入金	0	0	0	20,728	80,072	32,263	126,087	131,266	195,713	586,129
収支黒字額	1,731	1,712	1,392	0	0	0	0	0	0	4,835

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	累計(R2~10)
港湾施設使用料	472,000	472,000	472,000	472,000	472,000	472,000	472,000	472,000	472,000	4,248,000
一般会計繰入金	192,000	108,000	60,000	74,000	35,000	39,000	29,000	17,000	50	554,050
収支黒字額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度以降の使用料収入は、令和2年度と同等と想定

2 主な改正の内容

(1) 港湾施設使用料の額の改定

港間の競争力維持のため、原則として近隣港よりも低い港湾施設使用料の額となるよう考慮しつつ、現行の額からおおむね1割程度の額を引き上げます。

なお、現行の港湾施設使用料の額が近隣港よりも高いものについては、単位の区分の見直し等により額を引き下げます。

(2) 減額措置の見直し

ア 上屋に係る減額措置

上屋の利用促進を図るため、現在、1か月単位で使用する場合には、上屋に係る使用料を3割減額することとしていますが、令和2年度以降の減額割合について、次の表のとおり段階的に縮小します。

年度	減額割合
令和2年度	100分の25
令和3年度	100分の20
令和4年度以降	100分の15

イ 起重機に係る減額措置

平成10年度に供用を開始した川原石南埠頭起重機は、昭和埠頭を防衛省

へ返還する際に、設置していた起重機の補償として川原石南埠頭に設置されたものですが、使用者の負担が昭和埠頭に設置していた起重機のとおり同水準となるよう、当分の間、使用料の額を5割減額することとしています。

しかし、川原石南埠頭起重機の設置から20年以上が経過し、施設の老朽化に伴う維持管理の費用が増加していることから、今年度から実施している川原石南埠頭起重機延命化工事に合わせて減額措置の見直しをすることとし、令和2年度以降の減額割合について、次の表のとおり段階的に縮小します。

年度	減額割合
令和2年度	100分の40
令和3年度	100分の30
令和4年度	100分の20
令和5年度	100分の10
令和6年度以降	減額なし

(3) 荷役照明設備の使用に係る使用料の徴収

荷さばき地の使用に当たり荷役照明設備を使用する場合の費用を徴収する旨を規定します。

3 港湾整備事業特別会計の収支への影響

前項の港湾施設使用料の額の改定等によって、令和6年度から港湾整備事業特別会計の黒字化を達成する見込みであり、令和2年度からこれまで財源不足のため十分に実施できなかった設備改修等を計画的に実施し、適切な維持管理に努めます。

【参考】港湾整備事業特別会計（使用料改定後の計画推移と事業計画概要）

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	累計(R2~10)
港湾施設使用料	505,000	518,000	532,000	534,000	537,000	537,000	537,000	537,000	537,000	4,774,000
一般会計繰入金	159,000	62,000	600	12,000	0	0	0	0	0	233,600
基盤整備		(事業費1億)	(事業費9億)					4,200	42,000	46,200
施設の改修	(事業費1億)	(事業費1億)	(事業費1億)	(事業費1億)	4,700	9,400	14,100	18,800	18,800	65,800
収支黒字額	0	0	0	0	25,300	16,600	21,900	25,000	4,200	93,000

■起債事業(事業費1億円)の償還見込額

(単位:千円)

区分	事業費	借入年度	償還期限	据置期間	償還開始	償還額/年	
						据置期間	元利償還
基盤整備(用地取得等)	100,000	令和2年度	30年	5年	令和8年度	300	4,200
施設の改修(上屋建設)	100,000	令和2年度	25年	3年	令和6年度	300	4,700

※利率0.3%で算定

4 関係者との調整状況

今回の港湾施設使用料の改定について、全ての利用者に個別に説明を行うとともに、主な利用者となる呉港の港湾運送事業者等で組織される呉港利用促進協議会において同意を得ています。

5 施行期日

令和2年4月1日